

香川県事務処理の特例に関する条例に基づき市町が処理する事務の範囲等を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成19年4月27日

香川県知事 真鍋武紀

香川県規則第61号

香川県事務処理の特例に関する条例に基づき市町が処理する事務の範囲等を定める規則の一部を改正する規則

香川県事務処理の特例に関する条例に基づき市町が処理する事務の範囲等を定める規則（平成12年香川県規則第117号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前												
<p>別表第2（第3条関係）</p> <table border="1"><tr><td>1～9 略</td><td>1～9 略</td></tr><tr><td>10 特例条例別表第2の10の項の規則で定める書類 略</td><td>10 特例条例別表第2の10の項の規則で定める書類 医療法（昭和23年法律第205号。以下この項において「法」という。）、医療法施行令（昭和23年政令第326号。以下この項において「政令」という。）及び医療法施行規則（昭和23年厚生省令第50号。以下この項において「省令」という。）に基づく書類のうち、次に掲げるもの （1）～（8） 略 （9） 省令第1条の14第1項、第6条第1項、第31条、第31条の3から第31条の5まで、第32条第1項、第34条及び第35条第1項に規定する申請書 （10） 略</td></tr><tr><td>11～36 略</td><td>11～36 略</td></tr></table>	1～9 略	1～9 略	10 特例条例別表第2の10の項の規則で定める書類 略	10 特例条例別表第2の10の項の規則で定める書類 医療法（昭和23年法律第205号。以下この項において「法」という。）、医療法施行令（昭和23年政令第326号。以下この項において「政令」という。）及び医療法施行規則（昭和23年厚生省令第50号。以下この項において「省令」という。）に基づく書類のうち、次に掲げるもの （1）～（8） 略 （9） 省令第1条の14第1項、第6条第1項、第31条、第31条の3から第31条の5まで、第32条第1項、第34条及び第35条第1項に規定する申請書 （10） 略	11～36 略	11～36 略	<p>別表第2（第3条関係）</p> <table border="1"><tr><td>1～9 略</td><td>1～9 略</td></tr><tr><td>10 特例条例別表第2の10の項の規則で定める書類 医療法（昭和23年法律第205号。以下この項において「法」という。）、医療法施行令（昭和23年政令第326号。以下この項において「政令」という。）及び医療法施行規則（昭和23年厚生省令第50号。以下この項において「省令」という。）に基づく書類のうち、次に掲げるもの （1）～（8） 略 （9） 省令第1条第1項、第6条第1項、第31条から第31条の4まで、第32条第1項、第34条及び第35条に規定する申請書 （10） 略</td><td>（10） 略</td></tr><tr><td>11～36 略</td><td>11～36 略</td></tr></table>	1～9 略	1～9 略	10 特例条例別表第2の10の項の規則で定める書類 医療法（昭和23年法律第205号。以下この項において「法」という。）、医療法施行令（昭和23年政令第326号。以下この項において「政令」という。）及び医療法施行規則（昭和23年厚生省令第50号。以下この項において「省令」という。）に基づく書類のうち、次に掲げるもの （1）～（8） 略 （9） 省令第1条第1項、第6条第1項、第31条から第31条の4まで、第32条第1項、第34条及び第35条に規定する申請書 （10） 略	（10） 略	11～36 略	11～36 略
1～9 略	1～9 略												
10 特例条例別表第2の10の項の規則で定める書類 略	10 特例条例別表第2の10の項の規則で定める書類 医療法（昭和23年法律第205号。以下この項において「法」という。）、医療法施行令（昭和23年政令第326号。以下この項において「政令」という。）及び医療法施行規則（昭和23年厚生省令第50号。以下この項において「省令」という。）に基づく書類のうち、次に掲げるもの （1）～（8） 略 （9） 省令第1条の14第1項、第6条第1項、第31条、第31条の3から第31条の5まで、第32条第1項、第34条及び第35条第1項に規定する申請書 （10） 略												
11～36 略	11～36 略												
1～9 略	1～9 略												
10 特例条例別表第2の10の項の規則で定める書類 医療法（昭和23年法律第205号。以下この項において「法」という。）、医療法施行令（昭和23年政令第326号。以下この項において「政令」という。）及び医療法施行規則（昭和23年厚生省令第50号。以下この項において「省令」という。）に基づく書類のうち、次に掲げるもの （1）～（8） 略 （9） 省令第1条第1項、第6条第1項、第31条から第31条の4まで、第32条第1項、第34条及び第35条に規定する申請書 （10） 略	（10） 略												
11～36 略	11～36 略												

附 則

この規則は、公布の日から施行する。